国 保 後期高齢者医療制度加入者の皆さま

間ドック補助

望する人は、 てください。 助金制度を実施しています。希 者を対象に人間ドック健診の補 および後期高齢者医療制度加入 町では、国民健康保険加入者 次の方法で申請し

かるものを持参し申請してくだ 果通知表、 ク健診料の領収書および健診結 る)人は助成を受けられません。 ※特定健康診査を受診した(す 中請方法 印鑑、口座番号のわ 受診後、人間ドッ

·補助金 1人2万円

は支払った金額まで) (支払った額がそれ以下の場合

〜紹介します〜

防犯委員会の活動

▼対象者

保税を完納している人。 診日現在30歳以上75歳未満で国 国民健康保険の被保険者で、受 国保加入者

て規定されています。

高齢者保険料を完納している あると認定された人)で、後期 上 岡町に住所がある人で、75歳以 (65歳以上で一定の障がいが 受診日現在吉

を選定し受診してください。 ▼医療機関 ご自身で医療機関

▼問合せ先

ださい。

54 · 3 1 1 健康福祉課保険室 (内線157)

的で、 対応要領です。 意点、事件・事故目撃時などの パトロールの実施要領および注 講習を受けました。 TAなどの93名が参加し熱心に トロールを適正に実施する目 講習の内容は、基本的心構え、 防犯委員会·自治会·P

▼問合せ先

青色

いました。

防犯パトロール実施講習会を行

に渋川警察署職員を招いて青色

毎月16日は県民防犯の日で

町防犯委員会は、6月16日

転灯を自動車に装備して行う

青色防犯パトロールは、

主防犯パトロールです。

1年以上吉岡町の

理・活用をし、周辺農地や住民 をかける事になります。 周辺の農地や住民に大変な迷惑 に迷惑をかけないようにしてく 自己の責任で農地の適正な管 病害虫の発生や種子の飛散など 所有者や耕作する権利者は、

地転用許可が必要です。 また、農地を転用する時は農

切に行う必要があります。 すると元に戻すことは原則でき 用にならぬよう、農地転用を適 ません。そのため、無計画な転 町農業委員会では、農地の無 度、農地を農地以外に転用

Ų ロールを実施しています。 農業委員が車で町内を巡回 遊休農地の確認、 調査、 無

優良農地を確保する役割が重要

転用や荒廃、

乱開発を防ぎ、

であるという観点から農地パト

査・確認を実施し、 しては原状回復命令などの是正 断転用の早期発見、 転用目的使用状況などの地調 違反者に対 転用許可後

活用と効率的な利用は「農地所

0

改正農地法には、農地の適正

有者や耕作する者の責任」とし

したり、老廃化が進んだりして 耕作を放棄すると雑草が繁茂 指導を行います。 農地転用とは

に転換する行為 農地を農地以外 ・資材置き場・ 駐車場など) 住宅・

店

違反転用について

置とすることがあります。 工作物の撤去を命ずるなどの措 ないなどの場合、工事の中止 たり、許可目的どおりに利用し 許可を受けずに農地を転用 B

す。 う厳しい罰則の適用もありま 以下の懲役または300万円以 また、違反した場合には3年 (法人は1億円) の罰金とい

54 · 3 1 1 1 問合せ先 農業委員会事務局 (内線168)



農地所有者の皆さんへお願い

農地の利用・管理を適切



今月の納税

固定資産税……2期 国民健康保険税……1期 介護保険料……1期 後期高齢保険料……1期

納期限 7月31日(火)

便利で確実な口座振替も

利用できます

が減り、 み、地域の連帯や家族のが一体となって問題に などの されています。 持っていた犯罪抑止力や教育力 家庭、学校、 地域の連帯や家族の絆を取 「地域力」 夢や希望を持って互 場、 の低下が 地域 取 り組 社会

民同士のふれあいや親子の対話 会の理解と協力が不可欠です。 と併せ、 のとするためには、 になります。 の一員として生活していくこと 年もいずれは社会に戻り、 罪を犯した人や非行をした少 急速な社会の変化の中で、 本人を取り巻く地域社 更生を実効あるも 本人の意欲 地域 住

> 2 つ 1

「就労・住居等の生活基盤

いての理解促進」

「立ち直りを支える取組みに

重点事項

くりにつながる取組の推進」

地域社会や家庭が従来 健

けましょう。 犯した人や少年の立ち直りを助 問合せ先 みなさんで力を合わ 祉室 せ、 る必要があります。 5 せる明るい地域づくりに努め 支え合い、 安全で安心して暮

今

会を明るくする運動。

再出発を見まもり支える社会

月は"社会を明るくする運

動"強調

月

よう ③これらの点について、 域社会で支えよう ②犯罪や非行に陥らないよう地 ち直りを支えよう ①犯罪や非行をした人たちの立 会の理解が得られるよう協力し 地 域社

築こうとする全国的な運 犯罪や非行のない明るい社会を れの立場において力を合わせ、

動で

生について理解を深め、

それぞ

の防止と罪を犯した人たちの更 は、すべての国民が犯罪や非行 年で62回目を迎えるこの運 間全国一斉に展開されます。 強調月間が7月1日から1ヵ月

青少年健全育成を進めるために

青少年の健全育成と非行防止を図るため、群馬県 では春・夏・冬に健全育成運動を実施しています。 町でも配布されたポスターを掲示したり、チラシを 作製しています。

多くの人の目にふれるよう、関係機関と連携し マンネリ化しないように工夫しながら活動を継続し ていくことが必要です。



春の運動の目標

- 子どもたちとのかかわり を持ち、子どもたちの健 やかな成長を見守ろう。
- ●インターネットを利用で きる携帯電話・ゲーム機 などにフィルタリング設 定を呼びかけよう。
- ●万引きをしない、万引き を許さない、万引き防止 県民運動に取り組もう。

故柴﨑 精久さん た。たんこうたんこう 旭日單光章を受章



平成24年4月20日に死去された故柴﨑精 久さん(漆原)に、政府から旭日單光章が授与 されました。

柴﨑さんは、吉岡町議会議員として、平成 7年から3期12年にわたり在職し、この間 議長の要職も務め、町の発展に尽力されまし た。これらの地方自治に対する功績が認めら れ受章されたものです。

ご冥福をお祈りします。

31120